

双葉町ふるさと帰還等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱をここに定める。

令和 8 年 4 月 1 日

双葉町長 伊澤 史朗

双葉町要綱第 8 号

双葉町ふるさと帰還等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

双葉町ふるさと帰還等支援事業補助金交付要綱(令和 4 年双葉町要綱第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「避難先住宅等とは、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)に基づき、福島県又は福島県からの事務の委任を受けた市町村若しくは応援要請を受けた他の都道府県が応急仮設住宅として供与する建設型仮設住宅、借上げ住宅(雇用促進住宅、UR 賃貸住宅を含む)、公営住宅、公務員宿舎等のみなし仮設住宅、その他同法によらず自治体の支援により無償提供される公営住宅等(以下、「応急仮設住宅」という。)及び双葉町外に建設、購入又は賃借している住宅をいう。」を「避難先住宅等とは、双葉町外に建設、購入又は賃借している住宅をいう。」に改める。

第 3 条第 2 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

第 4 条中「令和 8 年 3 月 31 日」を「事業年度の 3 月 31 日」に改める。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条から第 12 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

様式第 1 号から様式第 5 号までを次のように改める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。